

岩手大学入試センター規則

平成26年4月1日 制定

令和5年3月30日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の規定に基づき、岩手大学入試センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、入試委員会の下、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学者の確保に関する施策や調査・研究等について、各学部や関係部署と連携の上、総合的に推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 入試結果の分析に関すること。
- 二 入学者確保に係る施策の企画開発、立案及び実施に関すること。
- 三 全学の学生募集・入試広報体制の構築及び運用に関すること。
- 四 入学者選抜方法に係る調査、研究及び提言に関すること。
- 五 入試に係る情報提供の推進に関すること。
- 六 その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 兼務教員

(センター長)

第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

- 2 センター長は、学生を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(兼務教員)

第6条 兼務教員は、センターの業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整に当たるものとする。

- 2 兼務教員は、運営委員会が候補者を推薦し、センター長の申請に基づき学長が任命する。
- 3 センター長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。

4 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、入試課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。